

議案第 3 号

高根沢町印紙等購買基金条例の一部改正について

高根沢町印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町印紙等購買基金条例の一部改正について

1 概要

栃木県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和 7 年栃木県条例第 22 号）が公布され、令和 8 年 3 月 31 日で栃木県収入証紙が廃止されることに伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

収入印紙のみ購入及び売りさばきをするため、「栃木県収入証紙」の用語を削り、それに伴う文言の整理を行います。（題名並びに第 1 条及び第 4 条）

3 施行日

令和 8（2026）年 4 月 1 日

高根沢町条例第 号

高根沢町印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

高根沢町印紙等購買基金条例（平成22年高根沢町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
題名 <u>高根沢町印紙購買基金条例</u> （設置） 第 1 条 収入印紙（以下「<u>印紙</u>」という。）の購入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、<u>高根沢町印紙購買基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。 （<u>印紙</u>の購入計画） 第 4 条 町長は、<u>印紙</u>の売りさばき状況を勘案し、適正な<u>印紙</u>の購入計画を立てなければならない。	題名 <u>高根沢町印紙等購買基金条例</u> （設置） 第 1 条 収入印紙及び栃木県収入証紙（以下「<u>印紙等</u>」という。）の購入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、<u>高根沢町印紙等購買基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。 （<u>印紙等</u>の購入計画） 第 4 条 町長は、<u>印紙等</u>の売りさばき状況を勘案し、適正な<u>印紙等</u>の購入計画を立てなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。